

(案)

第4期小国町地域福祉計画・小国町地域福祉活動計画
おぐに福祉ビジョン2026
～みんなで支えあい安心して暮らせるまちへ～



小国町では、平成19年から3期にわたり地域福祉計画を策定し、福祉人財の育成、サービス体制の整備、共助の環境づくりなどを推進してきました。しかし、急激に進む人口減少や少子高齢化などの影響により、福祉ニーズの増加や担い手不足などが一層顕著になっています。また、情報通信の変化や個人情報取り扱いなど、私たちの生活を取り巻く社会環境が大きく変容するなかで、人と人とのつながりが希薄になり、孤独・孤立や「見えない貧困」といった、新たな課題も生じています。

こうした状況を克服し、みんなで支えあい安心して暮らせる白い森の国おぐにの実現をめざして地域福祉を推進するため、『おぐに福祉ビジョン2026』を策定します。

2026年 月
小国町・小国町社会福祉協議会

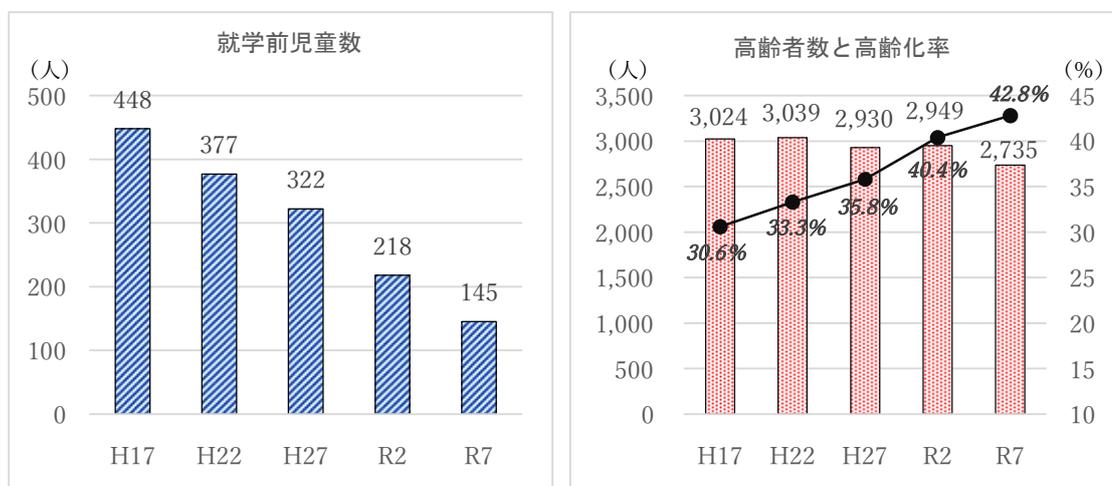
1 福祉を取り巻く環境と課題

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

小国町の人口は6,395人(令和7年4月1日現在住民基本台帳)で、平成17年の9,893人(同年4月1日現在住民基本台帳)から35.4%減少しています。特に少子化の進行は著しく、就学前児童数は20年間で約3分の1に急減しています。一方、高齢化率は年々上昇し、42.8%に達しています。

こうした人口環境を背景に、福祉施設においては人員不足や利用者の減少などが経営を圧迫し、持続的な福祉サービスの運営が困難になっています。

移住促進や子育て環境の充実など若い世代の増加に資する取り組みを推進するとともに、人口構成に応じたサービス内容に転換していく必要があります。



(いずれも各年4月1日現在住民基本台帳)

(2) 地域内のつながりの希薄化

小国町には、谷筋に沿って90余りの集落が点在しています。かつては、それらの集落のひとつひとつで共助が成り立つとともに、集落間の連携も図られ、複層的なネットワークにより暮らしが守られてきました。しかし、職業の多様化やライフスタイルの変容に伴って地域内のつながりが希薄化し、助けあいの仕組みが大きく揺らいでいます。

一方で、近年は若い世代による新たな地域活動や、従来の枠組みを超えた広域的な連携の動きも生まれています。こうした取り組みをモデルにしながら、地域内のつながりの再生に取り組むことが求められています。



北東部地区における盆踊り祭の復活を通じた広域コミュニティづくり



坂町地区における自主防災活動に向けた話し合い

(3) 災害の頻発化と対応力の低下

4つのプレートの境界に位置する日本列島は、世界有数の地震発生地帯となっています。また近年は、ゲリラ豪雨や大型台風などの気象災害も頻発しています。小国町でも、令和4年8月に豪雨災害が、同年12月に豪雪災害が発生し、甚大な被害が生じました。

広大な町域を有する小国町では、災害が発生すると行政による救助や支援が到着するまでに一定の時間を要することから、近隣同士での助けあいが大切になります。

しかし、地域内のつながりの希薄化や個人情報取り扱いの厳格化などに伴い、災害時の共助が機能しにくくなっていることに加え、ファンヒーターやエアコンの普及によって反射式ストーブなど電気を必要としない暖房機器を保有する世帯が減少するなど、災害に対して強くしなやかに対応する力（レジリエンス）が弱くなっています。

日ごろのコミュニケーションや支えあいを大切にするとともに、それぞれの世帯において、電気や水道などのライフラインが途絶えても命を守れる備えを進めるなど、災害を意識した暮らしづくりが課題となっています。



大雪による倒木で通行できなくなった道路
(令和4年12月)

(4) 福祉ニーズの多様化・複合化

全国の児童相談所における児童虐待の相談件数が22万5千件（令和5年度）を超え、10年前の3倍に達するなど、虐待やDVなどの相談・通報件数は年々増加しています。また、物価高騰などを背景に困窮世帯も増加しており、特にひとり親世帯では約半数が貧困状態に直面しています。こうした暴力や貧困は、当事者の心身に深刻な影響を及ぼすとともに、社会的孤立や更なる貧困の誘発につながることで知られており、個々の事案が終結しても本質的な解決には至らない場合も多くなっています。

高齢者支援をめぐるっては、介護保険の認定者数が、平成26年度に609人となった後徐々に減少し、令和6年度には530人となっています。一方で在宅介護サービスの利用者は増加傾向にあり、ニーズに合ったサービスの検討が急務となっています。加えて、介護人材の不足が著しいことから、担い手の育成が課題となっています。

子育て支援については、令和6年4月、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ窓口としてこども家庭センターを設置し、関係各所の連携による切れ目のない支援に努めています。しかし、少子化に伴って子育て世帯の交流の機会や身近な遊び場が減少し、子育ての環境が大きく変化しており、保育の提供や相談対応、各種給付などの従来型の支援に加えて、保護者同士のつながりづくりなど新たな対応が求められています。

このように、厳しさが増す社会経済環境の中で、福祉ニーズは多様化・複合化していることから、保健・医療・福祉・介護の各相談機関や役場の各担当部署が連携して、課題解決に向けた包括的な支援体制を確立することが求められています。

2 ビジョンの概要

(1) ビジョンの目的と位置づけ

このビジョンは、行政と民間が一体となって、第6次小国町総合計画に基づき福祉政策を推進するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村福祉計画及び同法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会の活動計画として定めるものです。

ビジョンの推進に当たっては、総合計画や山形県地域福祉支援計画などの関連計画のほか、住民生活に関連するそれぞれの計画や政策との連動を図ります。

(2) 計画期間

第6次小国町総合計画との連動を図る観点から、計画期間は総合計画基本構想と同じ令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。ただし、福祉を取り巻く社会環境の変化や法改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 目指す姿

みんなで支えあい安心して暮らせるまちへ

3 施策の方向性

人口減少やコミュニティ機能の低下などを背景として、暮らしを取り巻く環境が年々厳しさを増すなか、福祉に求められる役割はますます大きくなっています。「地域社会全体で住民の福祉を支える」という地域福祉の目的を実現するため、急速な社会環境の変化、諸制度の改正、地域社会の現状などを勘案しながら、以下の視点を柱として施策を展開していきます。

(1) 共通的事項

① 地域福祉を担う人財の育成

介護職員や保育士など、福祉を支える人財の安定的な確保は、持続的なサービスを実現するうえで不可欠です。しかし、それぞれの事業所からは、若い世代の人口流出が急速に進み、福祉人財の確保が非常に困難になっていることや、従事者の高齢化も進み、運営体制の維持が困難になっているとの声があがっています。

そのため、町立小中学校や県立小国高等学校のキャリア教育等と連携して福祉の仕事の魅力を伝えるほか、福祉分野への新規就業に対する支援などを展開し、就業者の確保に向けて行政と民間が連携して取り組んでいきます。

加えて、民生委員や公民館関係者等への聞き



中学生による福祉の職場体験

と取り調査により、地域コミュニティの運営を支える地区役員などの担い手が減少しており、住民共助の基盤の弱体化が進んでいることが明らかになっています。

地域団体と協力しながら地域の担い手に対する支援を強化することで、地域を支える人財の育成につなげるとともに、日頃の暮らしの中での支えあいや、地域生活に古くから根付いている「おたがいさま」の精神を大切にしていくための気運醸成を図ります。

② すべての人に届く包括的な支援体制の整備

日本の福祉は、それぞれの時代の社会的ニーズに対応する制度を充実させることで発展してきました。

しかし近年は、社会環境の複雑化とともに、若い世代に代表される「見えない貧困」に苦しむかた、軽度の障がいを抱え生きづらさを感じながら無理をして生計を立てているかた、虐待を受けながらも助けを求められないかたなど、従来の制度では狭間に落ちてしまい対応できない事案が多くなっています。また、これまでの子育てや介護等に関する調査から、困ったときに頼れる相手がいなかったかたや、助けを求める声をあげるのをためらうかたが多いことも明らかになっており、これまで対象としにくかったかたを含めて、すべての住民のあらゆる声を対象とする、開かれた支援が求められています。

小国町においては、第3期地域福祉計画で「安心して受けられる福祉サービスの体制整備」を施策の柱に掲げ、あらゆる相談に対応できるワンストップ型の包括的な支援体制の整備に取り組んできました。制度や体制を整えて支援要請を待つだけではなくアウトリーチ型で支援を届けるため、「誰一人取り残さない福祉」の実現を目指して、この枠組みをさらに充実させていきます。

また、各制度を担う機関や福祉施設、地域住民のつながりを支える集落組織、住民の最も身近な相談相手である民生委員などの連携を強化し、相談内容や相談者の属性に関わらず、どのような生活課題でも解決に向けて寄り添えるよう、各機関相互の情報共有や連携体制の構築と、その中間支援機能の確立を図ります。

③ みんなが支えあい安心して暮らせる地域環境づくり

地域福祉の推進については、社会福祉法第4条第1項において、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と定められています。また、山形県地域福祉支援計画（令和5年3月策定）では、基本理念として「互いに支え合いながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る山形県の実現」を掲げています。

これらの根底には、「社会的弱者を支える」という旧来型の福祉の視点を越えた、新しい地域福祉の概念が存在します。すなわち、「支える側」や「支えられる側」という枠組みにとらわれず、一人ひとりが年代、性別、属性などを越えて、それぞれの役割をもって互いに支えあいながら暮らしを築いていくことで、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされ、自分らしく幸せに生きていること）の実現を目指すという考え方です。

こうした考え方は、日々の暮らしの価値や幸福を実感できる地域づくりの基盤となるものであり、福祉分野のみならず、地域全体を向上させるものです。

その実現に向けて、社会福祉協議会、民生委員や地域で活動するさまざまな団体と連携しながら、誰もが互いにその個性や背景を認め合い、役割と生きがいを持って暮らしていける地域の実現に向けた気運醸成を図り、みんなが安心して暮らせる地域環境づくりにつなげていきます。

また、人口が減っても生活基盤としての地域機能が維持できるよう、従前からの住民同士のつながりに加え、移住者、二地域居住者、地域おこし協力隊、都市部の学生など多様な外部人財とのつながりづくりを進め、複層的なコミュニティの構築を図ります。



④ 災害時にも誰一人取り残さない支援・避難体制の確保

広大な町域に集落が分散する小国町の地理的特性から、住民同士の共助による避難体制は命を守る大切な備えとなります。また、大規模災害の際は、高齢者や障がい者、女性、子どもなどへの配慮を前提とした安全で安定した避難所運営が求められます。

そのため、地域住民と行政が一体となって、個別避難計画の策定、自主防災組織の組織率向上、避難所運営訓練などの地域防災に取り組み、いざというときにも誰一人取り残さない避難体制づくりを進めます。

また、管理性の高いデジタル技術と、停電や通信途絶にも強いアナログ的な手法の併用による、少人数でも効率的かつ容易に運用できる防災体制のモデル形成に取り組みます。



DXを活用した避難誘導実証（東部地区）

(2) 分野別事項

① 高齢者福祉

小国町の高齢化率は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には46.7%に達すると推計され、高齢者世帯の割合も増加するものと見込まれています。高齢者が生きがいを持ちながら安心して生活できる環境づくりを推進することは、当事者自身の暮らしを向上させるだけでなく、町全体の活性化にもつながります。

社会との関わりを持ちながら充実した生活を送り、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、介護保険制度の安定的な運営を基盤としながら、地域サロンや地域のボランティア活動への支援、置賜成年後見センター等との連携による権利擁護の仕組みの充実などに取り組むとともに、除雪やゴミ捨て、買い物、通院など、様々な生活ニーズをサポートできる体制づくりを進めます。

加えて、保健・医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる高度化を図り、地域全体で支えあいながら生涯にわたり心豊かに暮らせるまちづくりを展開します。

② 障がい者福祉

障害者基本計画（平成5年3月閣議決定）の基本理念である「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」を実現することは、誰にとっても生きやすい環境づくりにつながります。

この理念に基づき、障がいのあるかたが、その尊厳を守られながら地域の一員として安心して暮らしていけるよう、障がい者支援施設やそれぞれの地域の民生委員等と連携しながら、相談体制や情報提供の充実、防犯・防災体制の整備、ボランティアの育成などに取り組めます。また、自立した生活や社会参加を支えるため、療育・教育環境の整備や就業への支援、移動・交通手段の充実、住環境の確保などを進めるとともに、福祉教育や啓発による共生の気運醸成を図り、すべての人が支えあいながらともに暮らすやすらぎのまちづくりを推進します。

③ 児童福祉

小国町では、急速な少子化に伴って保育の量的ニーズが減少する一方で、核家族化の進行や女性の就業率の向上、就業形態の変容などにより、質的ニーズは多様化しています。こうした環境の変化に対応するため、各保育施設や学校等と連携してニーズに合った質の高い保育・教育サービスを提供します。

また、こども家庭センターによるワンストップの相談支援体制の確保、子育て支援センターの活動を通じた親子や子育て世帯同士の交流づくり、中央児童室や病後児保育室の運営による安心な居場所の確保、子どもの遊び場の整備、医療機関等と連携した母子保健の推進などの取り組みを通じて、妊娠・出産・子育てを切れ目なくサポートし、次代を担う“健やかな小国っ子”の育ちを総合的に支援します。

④ 生活困窮対策

日本の相対的貧困率は、2000年以降15%を上回る水準で推移し、特にひとり親世帯においては、母子家庭の年収は共働き世帯の約3分の1に留まるとの調査結果もあります（総務省2021年家計調査、厚生労働省令和3年度全国ひとり親世帯等調査）。

貧困による心身の不調が原因で離職し収入を失ってしまうケースや、教育の機会の喪失によって貧困が世代を超えて固定化してしまう例も少なくありません。そのため、社会福祉協議会と連携して、各種制度を活用しながら生活資金の確保や管理、就労に向けた相談、子どもの教育や住環境の確保など、それぞれの状況に応じた支援を行います。

4 推進体制

(1) 町

健康福祉課を所管課とし、医療、介護、教育など福祉と直接関係する施策はもちろんのこと、地域づくりや防災、公共交通、住宅供給などあらゆる分野の政策と連動しながら総合的に地域福祉の実現を目指していくため、全庁的な連携体制のもとでビジョンを推進するものとします。

(2) 社会福祉協議会

相談事業やボランティア支援など地域福祉の実務を担う社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な担い手として、行政や関係組織と連携して社会福祉の向上を推進するものとします。

(3) 国及び県

国、県は、政策に関する情報提供、助言、財源の手当てなどを行い、円滑なビジョンの進行を支援するものとします。

(4) 福祉事業者

それぞれの制度の運用を担う福祉事業者は、関係機関と積極的に情報共有を行い、利用者のニーズに合った福祉サービスの提供に努めるものとします。

(5) 民生委員、地域団体等

住民の最も身近な相談者である民生委員や生活に密接な関係を有する地域運営組織等の活動団体は、住民に寄り添い、困難を抱える住民と関係機関との橋渡しや住民同士の支えあいを補助するとともに、住民の地域参加の促進に努めるものとします。

小国町健康福祉課

〒999-1356 山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1-1
Tel 0238-61-1000 / Fax 61-1005

小国町社会福祉協議会

〒999-1352 山形県西置賜郡小国町岩井沢604-2
Tel&Fax 0238-62-2825